（国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第四条　国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付し又は規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（第３条関係） 年　月　日 内閣総理大臣殿 設定しようとする信託の名称 受託者の氏名又は名称 引受け許可申請書 公益信託ニ関スル法律第３条第１項の規定により、公益信託の引受けの許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。	別記様式第１号（第３条関係） 年　月　日 内閣総理大臣殿 設定しようとする信託の名称 受託者の氏名又は名称 引受け許可申請書 信託法第68条の規定により、公益信託の引受けの許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。